

狩猟者の皆さんへ

国有林野内へ狩猟で入林される方は、次の事項を遵守して事故等を起こさないようにお願いします。

- 1 入林禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、交付された図面等により、その位置を確認するとともに、入林禁止区域内への立入及び発砲はしないで下さい。
※作業地入口付近には、ゲート等及び制札板等を設置してあります。
- 2 可猟区域においても、臨時的に作業を行うことがありますので、ゲート等及び制札板が設置されている場合は、狩猟・発砲は行わないでください。
- 3 通り抜けの国道・道道・林道等に接する箇所において、ゲート等を設置しないで作業していることがあります。この場合、作業地の端から両側1 km付近の路肩等に標示板を設置していますので、看板に注意し、狩猟・発砲は行わないでください。
- 4 「入林承認証」は必ず携行し、車輛の見やすいところに掲示するとともに、管理署の職員から求められたときは提示して下さい。
- 5 土・日・祝日及び年末・年始（平成28年12月29日～平成29年1月3日）は、入林禁止区域についても開放します。
但し、国有林の事業実行上の理由や作業を行う民間事業者もおりますので、その場合は入林を禁止します。作業を実施している場合は、ゲート等及び制札板を設置しています。
- 6 一般の方が入林している場合がありますので十分注意して下さい。
- 7 林道を通行する場合は、徐行運転をするなど、交通事故の防止に努めるとともに狩猟に係わる看板等の見落としがないように注意して下さい。
- 8 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害や事故があった場合でも、森林管理署は一切責任を負いません。
- 9 林内の樹木を傷つけたり、ゲート等の構造物及び錠前を破損しないで下さい。
また、スノーモービルでの入林は厳に禁止します。
- 10 獲物は必ず持ち返ることとし、残滓は林内に絶対放置しないで下さい。
空薬莖・空缶・ゴミなども必ず持ち返して下さい。

網走西部森林管理署